

別表（第2条関係）

事業区分	事業内容	補助対象者	補助対象森林	補助対象経費	補助単価	補助金算定方法
搬出間伐	高林齢のスギ（71年生以上）又はヒノキ（81年生以上）の森林を間伐した場合に要する費用の補助	① 森林法第5条に定める地域森林計画の対象民有林のうち、藤岡市内に私有林を所有する者 ② ①に規定する森林を所有する者から補助金の申請等及び補助金の受領の権限を委任された林業経営体	① 森林法第5条に定める森林で、林齢が藤岡市森林整備計画で定める標準伐期齢の2倍を超えるスギ又はヒノキとする。 ② 民有林のうち、公有林は補助対象としない。 ③ 他の補助金による補助がある場合は、補助対象としない。	群馬県民有林造林事業補助金交付要綱の別表2に定める森林環境保全直接支援事業の間伐における補助対象経費に準じる。	群馬県が定める公共造林間伐標準単価（間伐・選木無し・定性・一般・車両系）に定める単価とする。	別に定める
切捨間伐				群馬県民有林造林事業補助金交付要綱の別表2に定める造林推進対策（造林推進対策）の森林整備（整理伐）における補助対象経費に準じる。	群馬県が定める公共造林保育等標準単価（保育間伐（Ⅱ）・選木無し）に定める単価とする。	